

琉球政府文書デジタルアーカイブの利用促進 —資料紹介ページの活用と文書件名の整備を通して

小野 百合子[†]

はじめに

- 1 琉球政府文書デジタルアーカイブを利用する二つの方法
 - 1-1 資料紹介ページから利用する
 - 1-2 所蔵資料検索ページから利用する
- 2 資料紹介ページの活用
 - 2-1 資料紹介ページの展示機能
 - 2-2 基礎資料の紹介
 - 2-3 埋もれた資料に光をあてる
- 3 文書件名の整備
 - 3-1 キーワード検索のヒット率向上
 - 3-2 一覧性 —参考ツールとして
 - 3-3 横断性 —簿冊・シリーズ間の関連を示す

おわりに—琉球政府文書デジタルアーカイブと利用者とをどうつなぐか

はじめに

本稿は、沖縄県公文書館が所蔵している琉球政府文書（以下、琉政文書）のデジタル画像をインターネット上で利用できる琉球政府文書デジタルアーカイブ（以下、琉政 DA）を、研究者をはじめとする琉政文書の従来からの利用者だけではなく、より幅広い層の人々に利用してもらうための方策を検討するものである。現在、沖縄県が進めている「琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業」により、当館の中核的な所蔵資料である琉政文書がデジタル化され、インターネット上で利用できるようになっている。従来、公文書館の基本的な利用のかたちといえば、来館して資料を検索し、閲覧申請を行うもので、利用者も特定のテーマや事象に関する資料を探しに来館される方々が大半であった。これに対して、琉政 DA は、いつでもどこでも誰でもインターネット上で琉政文書のデジタル画像を見ることができ、公文書館の新たな利用のかたちをもたらしている¹。

琉政文書は、沖縄戦以降の米国占領統治下において、立法、行政、司法の三機関を有した住民側の行政機構である琉球政府やその前身機関が作成した公文書であり、米国統治時代の沖縄を知るうえで不可欠の資料群である。また、琉政文書は、現代の沖縄社会が抱えるさまざまな課題や、これからの沖縄や日本のあり方を考えるにあたって参照すべき知的資源でもある。そうした重要な意義をもつ琉政文書を、琉政 DA を通じてより多くの方々に活用してもらいたいと考えている。

琉政 DA の利用促進についてはいくつかの視角から考えうるが²、本稿では、資料紹介ページの活

[†] おの ゆりこ 公益財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理課 公文書主任専門員

¹ 琉政 DA の進展によって生じつつある公文書館の新たな利用のあり方については、拙稿「琉球政府文書デジタルアーカイブと沖縄県公文書館の新しい「利用」の形態」『平成 29 年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』（国立公文書館 2018）pp.133-164 を参照。

² なお、利用者がストレスなく資料画像を閲覧できる配信方法やビューアの選択といった利便性向上の取り組みについては、大田文子「琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業における資料画像の長期保存及び公開システムに関するレポート」（『沖縄県公文書館研究紀要 第 21 号』、沖縄県公文書館 2019）を参照。

用と文書件名の整備について取り上げる。琉政文書のデジタル画像を閲覧するには、当館ウェブサイト上にある琉政文書の資料紹介ページを通じて見る方法と、所蔵資料検索ページから利用者自身が琉政文書（のデジタル画像）を検索する方法とがある。このうち、目的をもって琉政文書を閲覧する能動的な利用者だけでなく、より多くの方々に琉政文書に関心をもってもらい、琉政 DA の利用者になってもらうには、資料紹介ページを活用してより多くの魅力的な資料を紹介する方法が有効である。他方で、利用者自身が琉政文書のデジタル画像を検索する場合には、検索結果により多くの関連資料がヒットすることが重要となる。そこで、本稿では、まず第1節で、琉政文書のデジタル画像を閲覧する二つの方法を説明し、次に第2節で資料紹介ページの活用について考える。最後に第3節で、所蔵資料検索ページからより多くの琉政文書を利用してもらうために効果的な文書件名の整備について検討する。

1 琉球政府文書デジタルアーカイブを利用する二つの方法

1-1 資料紹介ページから利用する

現在、琉政文書のデジタル画像を閲覧するもっとも簡便な方法は、当館ウェブサイトにある琉政文書の資料紹介ページから、紹介している資料の画像を見てももらう方法である。琉政 DA の利用者の裾野拡大のためには、当館ホームページに何となく立ち寄った、あるいは別のウェブサイトにあるリンクからたまたま訪れた方にも、まずは琉政 DA の存在を知ってもらう必要がある。また、琉政文書がインターネットで見られるらしいと耳にした方や、広報誌『琉政だより』を目にした方が、当館ウェブサイトを訪れたときに、琉政文書の資料画像に確実に辿りつけるルートが必要である。現在、こうした役割を担っているのが資料紹介ページである。琉政文書のデジタル画像を閲覧するもう一つの方法としては、次に述べる所蔵資料検索ページを通じて見る方法があるが、公文書の検索に慣れていない方や、特定の資料を探しているわけではない方も多と思われることから、資料紹介ページは、所蔵資料検索を経ることなく琉政 DA を利用できるルートとしても必要である。

1-2 所蔵資料検索ページから利用する

次に、当館の所蔵資料検索ページから、利用者自身が琉政文書のデジタル画像を検索して閲覧する方法について説明したい。所蔵資料検索ページで琉政文書を検索するには、右下部分にある資料群ガイドで「琉球政府文書」を選択して資料検索を行う（図1）。すると、検索結果一覧ページに琉政文書約17万簿冊の資料タイトルが表示される。このうちデジタル画像を見ることができる簿冊には、資料タイトルの冒頭に画像ヘジャンプするアイコンが表示されるので、ここから画像を閲覧するか、資料タイトルのリンクからいったんその資料の目録詳細ページを開き、そこに置かれた同アイコンから閲覧するのがもっともシンプルな利用の方法である（図2）。なお、あらかじめ検索条件中の「画像有」に✓を入れておけば、資料画像が見られる簿冊のみを検索できる。

図1 所蔵資料検索ページから琉政 DA を利用する

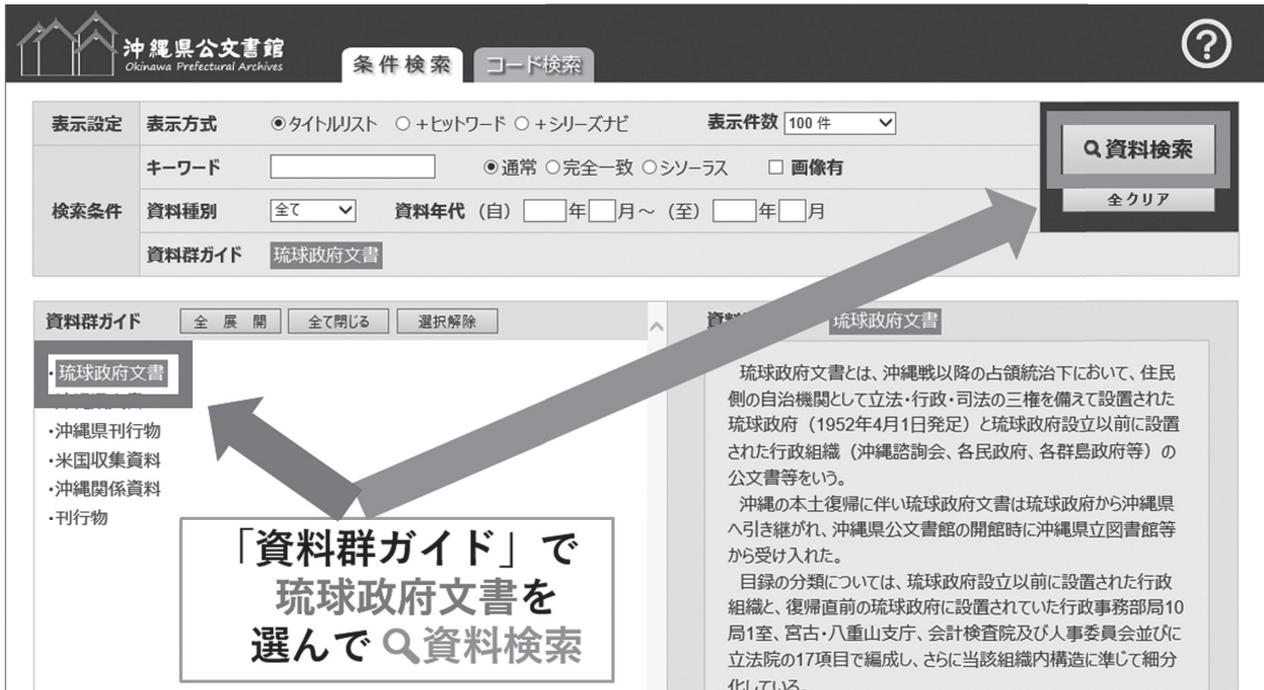


図2 検索結果一覧ページから琉政文書の画像を見る



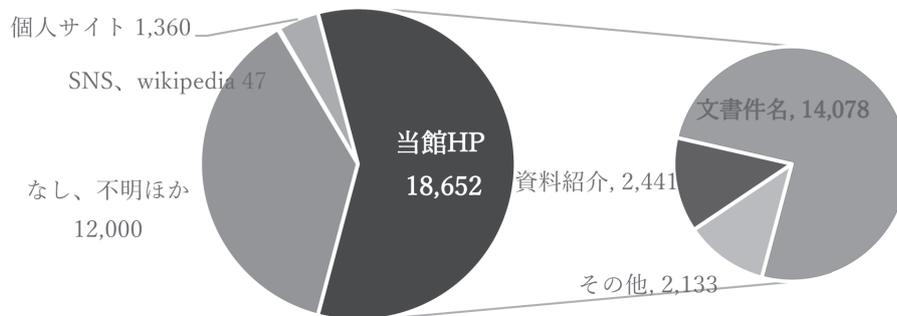
所蔵資料検索は、資料群ガイドを使って琉球政府の局課を選択していく方法と、検索ボックスに任意の文字列を入力するキーワード検索とに大別できる。まず、資料群ガイドを使った検索とは、組織図のようになっている資料群ガイドで局課を選択することで、当該局課に分類された資料を検索（抽出）していく方法である。琉政文書の場合、「琉球政府文書」を展開すると、「琉球政府以前の行政組織」から「立法院」まで17の大分類があり、さらに、例えば「総務局」を選択すると、「総務課」から「諮

問委員会琉球政府代表事務局」まで 18 の中分類が表示される。この中分類の各部課の構成と、中分類を選択した際に右側の「資料群解説」欄に表示される各部課の所掌事務から、配下の資料のおおよその内容について見当がつけられる。行政の遂行過程で生まれてくる公文書は、一般的に文書を作成した部課や所掌事務ごとに分類されるため、各部課がどのような業務を行っていたのかを念頭に置きつつ、その分類に沿って資料を探していく資料群ガイドによる検索は、公文書検索の“王道”といえるかもしれない。

とはいえ、こうした検索方法に不慣れな利用者も多く、とりわけ、初めて所蔵資料検索ページを訪れる利用者の場合、まずはもっとも一般的な検索方法であるキーワード検索を行っていると考えられる。筆者自身も、一利用者として資料を探していたときには、先述した公文書の生成過程や分類方法、公文書検索のコツをあまり理解しておらず、もっぱらキーワード検索に頼っていた。そこで、公文書の検索に不慣れな利用者にも、所蔵資料検索を通じて琉政 DA を活用してもらうには、キーワード検索でより多くの資料がヒットすることが重要だと考えられる。そのために効果的な方策が、簿冊内の文書件名を採取することによって、キーワード検索の対象となる情報を増やすことである。加えて、文書件名を採取すれば、簿冊全体の内容を通覧できるようになるほか、関連文書の存在を示すことで複数の簿冊を横断的に利用してもらうことも可能となる。

なお、2017 年（平成 29）度に琉政 DA を通じて閲覧された琉政文書は 32,059 簿冊³であったが、このうち資料紹介ページと文書件名のリンクから閲覧されたのは 16,519 簿冊で、半数以上を占めている（表 1）。ここからも、琉政 DA と利用者をつなぐにあたって、資料紹介ページと文書件名が効果的であることが確認できる。

表 1 直前の閲覧サイト（単位：簿冊）



³ 琉政 DA の画像ビューアで閲覧された延べ資料数。なお、表 1 の「当館 HP」のうち、「その他」の 2,133 簿冊は、主として所蔵資料検索結果一覧ページもしくは目録詳細ページのアイコン（図 1 参照）から閲覧されたものとなる。

2 資料紹介ページの活用

2-1 資料紹介ページの展示機能

図3 当館のホームページ



当館ウェブサイト上にある琉政文書の資料紹介ページは、琉政 DA で公開された注目資料を紹介するウェブ上の資料紹介記事である。記事内のリンクから、資料画像を見ることができる。資料紹介ページは、当館ホームページ下部の「資料案内」にタイル形式で並べられており、利用者の目につきやすくなっている。また、ホームページ上部の「資料紹介」のタブからもアクセスできる（図3）。

資料紹介ページは、特に目的をもたずに当館ウェブサイトを訪れる方々にも琉政文書の資料画像を見てもらえることから、公文書館の閲覧室に対する展示室のような役割を果たしている。開架されている参考資料類を別とすれば、公文書館の閲覧室で歴史公文書等を利用するには、利用証を作成し、資料を検索（特定）して利用申請を行う必要があり、特に目的をもたずに来館した方には敷居が高く感じられるかもしれない。公文書館に展示室があれば、そのような方でも歴史公文書等を実際に目にすることができるが、同様に、資料紹介ページでも、積極的な検索行為を要すことなく琉政文書の資料画像を見ることができる。この資料紹介ページを活用することで、琉政 DA の存在や琉政文書のもつ魅力を、広く知ってもらうことができるだろう。

2-2 基礎資料の紹介

次に、資料紹介ページを通じてどのような資料を利用者につないでいけるかを考えたい。まず重視したいのが、琉政文書のなかでも「基礎資料」というべき資料の紹介である。ここでいう基礎資料とは、法体系や制度といった米国統治期の沖縄社会の基本的な枠組みを規定した文書や、沖縄社会に大きな影響を及ぼした出来事や争点となった事象に関する文書、そのほか琉球政府時代を読み解くうえで重要となる資料を指している。具体的には、米国民政府（USCAR）による布告・布令・指令や琉球政府立法、議会や局長会議の会議録などである。これらの資料を利用してもらうことは、琉政文書を読み解くうえでの基礎知識を身につけるといった一般的な有用性に加えて、次のような点で琉政 DA の利用拡大に寄与すると考えられる。

第一に、これらの資料は、戦後沖縄史でよく知られた事象と密接に関連するため、利用者は眼前のディスプレイに表示された資料画像と歴史的な事象との“つながり”を体感できる。換言すれば、歴史公文書等から歴史を読み解くことに不慣れた利用者でも、歴史公文書等を「読む」醍醐味を感じられる資料だといえる。例えば、米国統治下の沖縄の状況を表した「猫とねずみ」というよく知られたフレーズがあるが、琉球政府の前身機関にあたる沖縄民政府と軍政府との会議記録『会議録4 沖縄民政府 1946年4月』(R00160114B)で、その「軍政府ハ猫デ沖縄ハ鼠デアル。猫ノ許ス範囲シカ鼠ハ遊ベナイ」という発言を読むことができる⁴。あるいは、日本復帰を訴える演説が多く聴衆を魅了した瀬長亀次郎は、映画「米軍(アメリカ)がもっとも恐れた男〜その名はカメジロー」のロングランヒットで近年再び脚光を浴びたが、『沖縄人民党に関する書類綴 1948年01月〜』(R00000475B)では、その瀬長の演説記録を読むことができる⁵。米国統治下の沖縄における象徴的な発言や人物の活動を記録したこれらの文書を通じて、琉政DAの意義や可能性を広くアピールできるだろう。

第二に、第一の点とも重なるが、基礎資料は、戦後沖縄史のさまざまな出来事やそれをめぐる叙述の典拠として挙げられるものである。よって、これらを紹介することは、歴史的な出来事や叙述の“もと”となっている文書と利用者をつなぐ意味をもつ。さらには、そうした作業を蓄積することで、歴史公文書等になじみのない利用者でも琉政文書を「使う」という体験ができる。もっともわかりやすい例は、米国民政府などが発した布告・布令・指令の紹介ページである⁶。例えば、「布告・布令・指令等(2) 住民の行政機構の設置」では、琉球政府やその前身機関の設置根拠となった海軍軍政府指令第156号「沖縄中央政府の創設」や米国民政府布告第13号「琉球政府の設立」などを紹介している。また、「布告・布令・指令等(7) 通貨の変遷〜ドル切替」では、琉球列島の法定通貨をB型軍票(B円)からドルへと切り替えた高等弁務官布令第14号「通貨」などを取り上げている。こうした記事の積み重ねによって、「1952年に琉球政府が設立された」、「1958年にドル切替が行われた」といった歴史的な事象を、“もと”となった文書(布令や布告)そのものによって確認・検証していくという歴史公文書等の「使い方」を提示できるのではないかと考える。

このように、基礎資料の紹介は、歴史公文書等になじみのない利用者にも、琉政文書を通じて琉球政府時代を読み解いていく面白さを体感してもらい、米国統治下の沖縄を知るツールの一つとして琉政DAを活用してもらうための入り口となりうる。加えて、基礎資料の紹介記事を蓄積していけば、閲覧業務におけるレファレンスツールとして、あるいは今後、学校教育などさまざまな場面で琉政文書の利用促進を図る際のツールとしても活用できるだろう。

2-3 埋もれた資料に光をあてる

他方で、資料紹介ページでは、これまでほとんど利用されてこなかったと思われる資料を利用者へつなぐこともできる。琉政DAは、琉政文書を網羅的にデジタル化し、デジタル化したすべてのデータに対して利用制限情報の審査を行い、公開できるものはすべて公開するという方針で進められているため、当時の世相や社会状況を映し出している資料に思わぬかたちで出会うことがある。

例えば、「メジロを愛でる」という資料紹介ページでは、琉球政府農林局(北部営林署)に対して

4 沖縄県公文書館ウェブサイトの資料紹介ページ「沖縄諮詢会・沖縄民政府の会議録」(http://www.archives.pref.okinawa.jp/ryukyu_government/4857)参照。

5 同上、資料紹介ページ「政党に関する書類(2) 演説記録」(http://www.archives.pref.okinawa.jp/ryukyu_government/5610)参照。

6 布告・布令・指令等がインターネット上で利用できるようになったことの意義や活用法については、拙稿「琉球政府文書デジタルアーカイブと「布告・布令・指令等に関する書類」について」『沖縄県公文書館研究紀要 第20号』沖縄県公文書館 2018を参照。

提出された「鳥獣飼養許可申請書」を紹介している。鳥を飼うための許可を求めた申請書を綴った『鳥獣飼養許可申請書』（R00060818B）のうち、すべてがメジロの飼養を求める申請書で、しかも販売目的のものは少なく、大半は一般住民が「愛玩用」に飼養するためのものである。なかには、職業欄に「小学6年生」と記載された申請書もあり、当時、幅広い世代でメジロが飼われていたことがわかる。

また、「ねずみ駆除大作戦 1967～一斉駆除週間とイタチ」では、同じく農林局の『病虫害防除天敵導入野鼠』（R00058681B）を取り上げ、1967年（昭和42）当時のねずみ駆除の方策として、全琉をあげての一斉駆除週間の設定とイタチの導入について紹介している。とくにイタチは、ねずみ駆除の抜本的対策として効果が期待されたもので、鹿児島で捕獲して沖縄まで「輸入」された。このため、琉球政府から日本政府の農林省門司輸出品検査所・鹿児島支庁に対して「輸出品手続」について、農林省動物検疫所・鹿児島出張所には「輸出検疫」について、それぞれ便宜をはかるよう依頼しており、日本政府の管轄を離れた地域として琉球列島があったことをはからずも思い起こさせるものとなっている。

これらの文書は、基礎資料のように米国統治下の沖縄社会を規定した類のものではなく、ごく狭い範囲の個別業務から生まれた文書であるが、そのなかに時代や社会の状況が反映されており、琉政文書が生活に密着したものとしてあったことを実感させてくれる。また、琉球政府やその時代についての背景知識をもたなくともひとつのエピソードとして読むことができ、メジロの飼養許可申請者の職業欄に記された「小学6年生」や、鹿児島から輸送される船中でのイタチの「斃死」率の高さなど、文書中のちょっとした記述から生の資料がもつ面白さも感じられる。約17万簿冊という膨大な量のなかでこれまで埋もれてきたようなこうした文書は、琉政文書を網羅的にデジタル化し、インターネットで公開するという事業だからこそ出会うことのできた資料であり、今後も積極的に紹介していきたい。

資料紹介ページの作成にあたっては、とりわけ歴史公文書等になじみのない層にも興味をもってもらえるよう、読みやすい叙述を心がけ、読んでみたいと思わせるタイトルや見出しをつけるよう工夫している。また、いわゆる基礎資料や、これまでなかなか光があたりなかった資料など、さまざまなタイプの資料を紹介していくことで、琉政文書そのものの多様性を示すとともに、多様な利用者にアピールするものとしていきたい。

3 文書件名の整備

3-1 キーワード検索のヒット率向上

次に、所蔵資料検索を通じた琉政 DA の利用拡大の方策を考える。第1節で述べたように、そこで鍵となるのがキーワード検索のヒット率向上であり、そのために効果的な方法が文書件名の採取である。資料タイトルからは簿冊内に綴じられている文書の内容を類推できない『雑書』や、おおまかな中身はわかるものの具体的な内容を把握できない『法令集』などについて文書件名を採取すれば、それらがキーワード検索の対象となるからである。このことをもっとも実感できる資料として、「米国民政府との往復文書の管理に関する書類」（通称、「往復文書」）がある。

往復文書とは、統治者である米国側（軍政府・米国民政府）と琉球政府やその前身機関との間で交わされた文書で、デジタル化すると1簿冊平均500頁、多いものでは1000頁を超えるボリュームとなる。ひとつの簿冊に雑多な文書が綴じられているが、『対米国民政府往復文書 1951年9月～12月 発送・受領文書』などとなっている資料タイトルからでは、そこにどのような文書が含まれているのかを把握できない。そこで同簿冊の文書件名を採取すると、383件分の文書タイトル、日付、

作成者が目録情報に加わり、新たにキーワード検索の対象となる。さらに、大半が英文文書である往復文書をより多くの方に利用してもらうため、件名補足欄に日本語でもキーワードを入力している。これにより、日本語によるキーワード検索でも該当文書がヒットするようになった (図 4)。

図 4 『対米国民政府往復文書 1951 年 9 月～12 月 発送・受領文書』(R00165465B) 目録詳細ページ


検索結果 【目録詳細】 キーワード: **【ねずみ】**
■ をクリックで画像表示

(簿冊情報) ※来館時の請求記号はこちら

タイトル	対米国民政府往復文書 1951年 9月～12月 発送・受領文書	従来の目録情報	この資料を見る 
資料日付	(自) 1951/9/1、(至) 1951/12/31		
作成者	琉球政府総務局渉外広報部文書課		
所管 (発行)			
資料解説			
各種識別	[形式] 文書、[個人情報] 無、[内容コード] R00165465B		
画像情報	[Web配信制限] 一部公開	新たに加わった目録情報 (文書情報)	

(文書情報) ※リンクの張られた文書件名をクリックするとその文書を表示します。

頁	主な文書件名	文書日付	文書作成者	補足
2	Release of Reefer Area No.2	1951/09/04	United States Civil Administration of the Ryukyu Islands Office of the Okinawa Team	土地の解放
3	Japanese Translation of Civil Administration Ordinance Number 49	1951/09/04	United States Civil Administration of the Ryukyu Islands Office of the Okinawa Team	米国民政府布令第49号「琉球森林管理法」(1951/08/13)、翻訳
4	Permission of Publication	1951/09/04	United States Civil Administration of the Ryukyu Islands Office of the Okinawa Team	出版許可、『雄飛』
5	Letter of Transmittal-Memorandum on OGG Relief Funds	1951/09/04	United States Civil Administration of the Ryukyu Islands Office of the Okinawa Team	【関連】『軍ヨリ受領セル文書』(R00001115B) に和訳「送付書類 沖縄群島政府救済費についての覚書」あり
6	Concerning the Directive for the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands Issued by General Headquarters, Far East Command, on 5 December 1950	1951/09/04	United States Civil Administration of the Ryukyu Islands Office of the Okinawa Team	極東軍司令部指令 (1950/12/05)
7	[Order on Review, Action No.612, 600, 514, 395]		United States Civil Administration of the Ryukyu Islands Office of the Okinawa Team	再審申立て
11	Island-wide Police Week	1951/09/04	United States Civil Administration of the Ryukyu Islands Office of the Okinawa Team	警察、清掃週間
12	Report on Rodent Control	1951/09/04	United States Civil Administration of the Ryukyu Islands Office of the Okinawa Team	ねずみ駆除、【関連】『軍ヨリ受領セル文書』(R00001115B) に和訳「野付動物駆除に関する報告」あり

文書件名を採取する際には、キーワード検索におけるヒット率向上の観点から、文書件名の補足欄を活用して文書の内容を表す工夫をしている。例えば、局長会議録の文書件名は、会議の開催年や回数、定例・臨時の別などを示すもので、キーワード検索に資するところが少ないため、協議事項を中心に各会議の内容を補足欄に採取している (図 5)。

図5 『局長会議録 1970年01月～12月』（R00001305B）の目録詳細ページの文書情報

（文書情報） ※リンクの張られた文書件名をクリックするとその文書を表示します。

頁	主な文書件名	文書日付	文書作成者	補足
3	局長会議付議案件目録			
95	局長会議録 1970年第80号定例	1970/11/27	総務局渉外広報部渉外課	1971年度立法勧告案件、本土法適用に関する準備措置の修正および追加
97	局長会議録 1970年第79号臨時	1970/11/22	総務局渉外広報部渉外課	復帰記念国民体育大会（仮称）費要求
99	局長会議録 1970年第78号臨時	1970/11/21	総務局渉外広報部渉外課	執行保留の解除要請、褒賞、復帰記念国民体育大会、与党連絡会議における要望事項
101	局長会議録 1970年第77号定例	1970/11/12	総務局渉外広報部渉外課	復帰記念国民体育大会、民政府指令第1号による金武湾港の区域及び港湾管理者の設定に関する問題処理
104	局長会議録 1970年第76号定例	1970/11/05	総務局渉外広報部渉外課	軍民共用道路の処理、琉球水道公社・米軍水道施設の移管、米軍基地内の下水処理
108	局長会議録 1970年第75号定例	1970/10/29	総務局渉外広報部渉外課	復帰記念国民体育大会準備委員会設置規則（案）、琉球開発金融公社、施政権返還に関連して米合衆国が日本政府へ引継ぐべく交渉している資産のリスト、軍用地問題に関する提案
112	局長会議録 1970年第74号臨時	1970/10/26	総務局渉外広報部渉外課	復帰記念スポーツ大会、水道公社跡地の購入、本土法適用に関する準備措置

これにより、「復帰記念大会」や「琉球開発金融公社」、あるいは資料紹介ページ『本土法適用に関する準備措置』— 復帰前の沖縄と本土の法制度の比較」でも紹介している「本土法適用に関する準備措置」などのキーワードで検索した場合でも当該文書がヒットするようになる。文書タイトルや文書の内容を表すキーワードが検索対象に加わることにより、キーワード検索において、より多くの琉政文書と利用者をつなげるようになっていく。また、文書件名は、デジタル画像の当該文書の頁に直接アクセスできるリンクともなっている。

3-2 一覧性 —参考ツールとして

文書件名が琉政 DA の利用拡大にもたらす二つ目の効果として、簿冊に綴じられている文書の内容を一覧できることによる利便性の向上がある。図4・5の例でも、簿冊の内容を示す情報が『対米国民政府往復文書 1951年9月～12月 発送・受領文書』、『局長会議録 1970年01月～12月』という資料タイトルしかない場合と、その下に文書件名の一覧が付いている場合とでは、当該資料に対する理解度に大きな差がでることがわかるだろう。文書件名を一覧できると、1951年後半期に米国側と沖縄側とがどのような事案について文書をやり取りしていたのか、1970年の後半期の局長会議ではどのような事案が検討されていたのかをおおまかに把握でき、一種の参考ツールとして機能する。また、簿冊全体の内容を通覧したうえで各文書の画像を見ていくことができるほか、利用者が検索してヒットした文書以外にも、興味のある文書や関連する文書を見つけて、それらもあわせて利用できる可能性も拓かれる。

文書件名の一覧がもたらすこうした有用性を実感できる資料として、米国側から出された布告・布令・指令や、琉球政府立法院で議決された琉球政府立法を集めた簿冊がある。前者についてはすでに述べたことがあるため、ここではそれと対をなす琉球政府立法について述べたい。琉球政府立法の法案は主管する部局が作成し、米国民政府による立法許可を得た後に立法院に提出され、立法院で可決された後に再び米国民政府の許可を得て、琉球政府行政主席によって署名・公布された。立法勧告に

7 前掲「琉球政府文書デジタルアーカイブと「布告・布令・指令等に関する書類」について」参照。

8 琉球政府立法の立法過程については、沖縄県公文書館ウェブサイトの資料紹介ページ「琉球政府立法の制定—政府立公園法」（http://www.archives.pref.okinawa.jp/ryukyu_government/7106）参照。

関する事務を所掌していた総務局渉外広報部渉外課のシリーズ「立法勧告及び署名手続に関する書類」に関連簿冊がまとまっており、例えば『立法に関する書類 1957 年 4』（R00000925B）の目録詳細ページでは、市町村交付税法から漁船建造資金融資特別会計法まで、同簿冊に収められている法案名が一覧できる（図 6）。

図 6 『立法に関する書類 1957 年 4』（R00000925B）の目録詳細ページの文書情報

（文書情報） ※リンクの張られた文書件名をクリックするとその文書を表示します。

頁	主な文書件名	文書日付	文書作成者	補足
2	[件名目次]			
5	[立法案第37号 市町村交付税法の署名及び公布について]	1957/07/30	行政主席官房総務課	1957年立法第38号（1957/08/02）『公報』第62号
76	[立法案第38号 市町村交付税特別会計法の署名及び公布について]	1957/07/30	行政主席官房総務課	1957年立法第39号（1957/08/02）『公報』第62号
95	[立法案第72号 犯罪者予防更生法の署名及び公布について]	1957/10/08	行政主席官房総務課	1957年立法第84号（1957/10/11）『公報』第82号
151	[立法案第67号 保護司法の署名及び公布について]	1957/10/08	行政主席官房総務課	1957年立法第85号（1957/10/11）『公報』第82号
168	[立法案第74号 自転車競技法を廃止する立法の署名及び公布について]	1957/09/10	行政主席官房総務課	1957年立法第63号（1957/09/13）『公報』第74号
180	[立法案第32号 1958年度大衆金融庫予算の署名及び公布について]	1957/07/13	行政主席官房総務課	1957年立法第25号（1957/07/15）『公報』号外第24号
213	[立法案第33号 1958年度移民金庫予算の署名及び公布について]	1957/07/13	行政主席官房総務課	1957年立法第26号（1957/07/15）『公報』号外第24号
248	[立法案第34号 1958年度所有者不明土地管理特別会計予算の署名及び公布について]	1957/07/16	行政主席官房総務課	1957年立法第29号（1957/07/17）『公報』号外第26号
268	[立法案第44号 政府立公園法の署名及び公布について]	1957/08/26	行政主席官房総務課	1957年立法第56号（1957/08/30）『公報』第70号
303	[立法案第92号 移住地開発法の署名及び公布について]	1957/11/29	行政主席官房総務課	1957年立法第109号（1957/12/03）『公報』第97号
374	[立法案第60号 観光ホテル整備法の署名及び公布について]	1957/09/05	行政主席官房総務課	1957年立法第58号（1957/09/10）『公報』第73号
422	[立法案第29号 漁船建造資金融資特別会計法の公布について]	1957/08/24	行政主席官房総務課	1957年立法第52号（1957/08/27）『公報』第69号

もともとすべての文書のタイトルは「立法案の署名及び公布について」というものだが、これでは各文書を特定できないため、目録情報を充実させることでキーワード検索に資するものとするという文書件名採取の趣旨から、法案名を入れ込んで「[立法案第 37 号 市町村交付税法の署名及び公布について]」とアレンジしている。また、補足欄には、各法案が公布された日付と立法番号を「1957 年立法第 38 号（1957/08/02）」などと記載するとともに、それが掲載されている『公報』番号も加えている。これによって、市町村交付税法が成立して『公報』に登載されるまでの一連の文書の流れがわかるようになっている。

3-3 横断性 —簿冊・シリーズ間の関連を示す

文書件名の充実が琉政 DA の利用促進にもたらす三つ目の効果として、関連資料を相互に参照しあうことで、複数の簿冊を閲覧してもらえる可能性が高まることが挙げられる。とくに前項でも取り上げた法規関係の文書については、その効果が大きいと考えられ、各簿冊に収められている法規名を文書件名として採取する作業を蓄積していけば、法規名を完全一致で検索したときに、当該法規に関する複数の文書を、簿冊やシリーズの垣根をこえて拾い上げることができる。

例えば、図 6 にある「市町村交付税法」を完全一致で検索すると、『勧告参考案 第 44 定例会内政 1971 年』（R00000709B）、『立法に関する書類 1959 年 1』（R00000914B）、『局長会議済法案 1970 年 総務局』（R00000728B）、『陳情・請願に関する書類 1969 年』（R00002672B）などの簿冊が、文書件名の文字列でヒットする。3-1 で述べたように、文書件名の整備によって、資料タイトルだけでなく、文書件名に「市町村交付税法」を含む資料も検索可能となったわけだが、とりわけ法規名の場合には、完全一致で検索することでより高い精度で関連文書を抽出でき、さらにそ

これらの文書の分布状況を資料群やシリーズの情報から把握できる。⁹

このほか、先述した往復文書中の英文文書の和訳が別の簿冊に綴られているような場合には、そのことを利用者に示すこともできる。例えば、『対米国民政府往復文書 1951年 9月～12月 発送・受領文書』（R00165465B）のなかに、資料紹介ページ「ねずみ駆除大作戦 1951 ～ 新殺鼠剤ワルファリン」で取り上げた「Report on Rodent Control」がある。この文書の和訳にあたる「齧歯動物駆除に関する報告」が『軍ヨリ受領セル文書』（R00001115B）に収められており、両文書件名の補足欄でそのことを示しておけば、どちらか片方の簿冊を利用した際にも対応する文書の存在を知ることができる。また、「齧歯動物駆除に関する報告」を完全一致で検索すれば、両文書を抽出することもできる（図7）。

図7 「齧歯動物駆除に関する報告」を完全一致でキーワード検索

12	Report on Rodent Control	1951/09/04	United States Civil Administration of the Ryukyu Islands Office of the Okinawa Team	ねずみ駆除、【関連】『軍ヨリ受領セル文書』（R00001115B）に和訳「齧歯動物駆除に関する報告」あり
130	齧歯動物駆除に関する報告	1951/09/04	琉球列島米国民政府沖縄民政官庁	ねずみ駆除、【関連】『対米国民政府往復文書 1951年 9月～12月 発送・受領文書』（R00165465B）に原文「Report on Rodent Control」あり

検索結果 [+ヒットワード] キーワード [齧歯動物駆除に関する報告]
■ をクリックで画像表示

2件見つかりました。(1～2件目を表示しています)

軍ヨリ受領セル文書

【資料群・シリーズ】 琉球政府文書 > 琉球政府以前の行政組織 > 沖縄諮詢会、沖縄民政府、沖縄群島政府 > 沖縄諮詢会、沖縄民政府、沖縄群島政府に関する書類

… 者入院について 医師及び開業医の配置について 新農業製薬見本の送付申請について 齧歯動物駆除に関する報告 送付書類 沖縄群島政府救済費についての見書 愛楽園1cm渡船場について 石川病院の視察 燻蒸消毒備品及びトラックの購入について [書類の送達依頼] 医術料金について 名護病院の視察 金武精神病院の視察 本部診療所の視察 糸満病院予定地の視察 那覇保健所の視察 宜野座地区病院の視察 病院、診療所等の不備欠陥について [八重山群島に移住した沖縄人について] 胡差保健所の視察について [在沖米軍の性病問題、オブリミツについて] 催眠防止剤取締についての具申 台風被害地の復旧工事について 石川病 …

対米国民政府往復文書 1951年 9月～12月 発送・受領文書

【資料群・シリーズ】 琉球政府文書 > 総務局 > 渉外広報部 文書課 > 米国民政府との往復文書の管理に関する書類

… 警察 ねずみ駆除、【関連】『軍ヨリ受領セル文書』（r00001115b）に和訳「齧歯動物駆除に関する報告」あり セガン型タクシー会社 再審申立て 減刑、陳情 再審申立て ブラジルへの移民促進、陳情 越来、米国による土地使用、道路建設、農作物・家屋の撤去 小禄、米国による土地使用、爆発物の貯蔵 移転費用、北中城 天願、具志川、農作物・家屋の撤去 再審申立て 再審、陳情 年未年始の挨拶、平良辰雄 給料【関連】『軍ヨリ受領セル文書』（r00001115b）に和訳「沖縄「ダイヤモンドコーア」について」あり ハンセン病、【関連】『軍ヨリ受領セル文書』（r00001115b）に和訳「愛楽園（癩病収容所） …

文書件名を利用して、簿冊やシリーズを横断して関連資料を相互参照していくこうした取り組みは、まだ端緒についたばかりだが、ゆくゆくは、例えば琉球政府立法を完全一致で検索したときに、立法要請・陳情（各部課）—立法案の作成（主管局）—立法勧告（総務局渉外広報部渉外課）—立法院での議論（立法院）といった一連の文書の流れや対応関係が見渡せるようになるのではないかと期待される。

おわりに — 琉球政府文書デジタルアーカイブと利用者とをどうつなぐか

本稿では、インターネット上で見られるようになった琉政文書を、従来からの利用者にとどまらず、より多くの方々に利用してもらおう方策として、資料検索ページの活用法と文書件名の整備について検討してきた。今後の課題として、資料紹介ページが蓄積されてきた段階で、より見やすいレイアウトや、

⁹ 法規名で完全一致検索をする場合には、検索結果の表示方式を「+ヒットワード」とすると、目録詳細ページを開くことなく、検索結果一覧ページでヒットした文字列が示されて便利である（図7の検索結果一覧ページ参照）。

記事を任意に抽出したり並び替えたりできる仕組みを検討していくことや、文書の内容をよりよく表す文書件名の記述方法、関連資料の示し方などを追求していくことが挙げられる。また、現行のキーワード検索や資料群ガイドでの絞り込みに加えて、地図（地名）や年代から検索する方法や、そもそもどのようなキーワードで検索したらよいかわからない利用者に向けて、「復帰準備」「主席公選」「給食」「畜産」「観光」といった任意の単語をあらかじめ示しておき、そこから関連資料を閲覧できる方法など、琉政 DA と利用者をつなぐ多様なチャンネルを模索していきたい。

はじめに述べたように、公文書館にとってデジタルアーカイブは、来館して閲覧申請を行うという従来の利用のあり方に加えて、来館することなくインターネット上で資料を閲覧するという新たな利用のかたちを生み出している。それにもなると、これまで研究者などが中心であった利用も、より幅広い層へと拡大していくことが期待され、琉政 DA においても、そうした幅広い利用（者）を想定しながら利用促進の取り組みを進めていく必要がある。本稿で取り上げた資料紹介ページや文書件名の整備は、どのような資料があるのかを知ってもらう、あるいは資料の内容を文書件名として可視化することで利用促進を図ろうとするものであり、公文書館にとっては、資料研究の進展や目録情報の拡充として蓄積される資源ともなる。

琉政 DA の利用促進の取り組みを積み重ねていくことで、琉政文書を沖縄、ひいては日本や世界の知のインフラとして定着させていきたい。また、琉政文書をはじめとする歴史公文書等に親しんだ利用者を増やすことは、公文書を後世に引き継いでいくことの重要性や、その任にあたる公文書館の存在意義を理解してもらうことにもつながる。その意味で、琉政 DA の利用促進は、公文書館そのものの認知度の向上や利用者の裾野拡大にも寄与するものとなるだろう。